

検体測定室連携協議会 会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、会則第6条及び第7条の規定に基づき、検体測定室連携協議会(以下「本会」という。)の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第2条 本会の目的に賛同する検体測定事業を営む事業者又はこれから検体測定事業を営もうとする個人又は法人・団体は、正会員となることができる。

(賛助会員)

第3条 本会の目的に賛同する正会員以外の個人または法人・団体は、賛助会員となることができる。

(入会手続)

第4条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費の納入)

第5条 会員は、次の会員種別に従い、以下の年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人正会員 1口 金3,600円
- (2) 法人・団体正会員 1口 金120,000円
- (3) 個人賛助会員 1口 金3,000円
- (4) 法人・団体賛助会員 1口 金100,000円

2 会費は、当該事業年度の指定された期日までに、年会費全納する。

(拠出金品の不返還)

第6条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しないものとする。

(退会手続)

第7条 会員が退会しようとする場合は、所定の退会届を提出しなければならない。

2 退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合(除名を含む)は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

(規程の変更)

第8条 この規程は、必要と認めた場合、執行委員会の決議によって変更することができる。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、執行委員会が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、2015年5月27日から施行する。